平成２８年（フ）第４７５号
埼玉県草加市瀬崎７丁目12番17号　コーポビューティフル203号
債務者　中原　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４８０号
埼玉県春日部市牛島877番地１
債務者　當麻　清二
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４４２号
埼玉県富士見市上沢２丁目１番８号
債務者　濱田　浩美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４６２号
埼玉県入間市豊岡４丁目５番１号　グリーン・スポット102
債務者　原　　正代
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４７１号
埼玉県川越市岸町２丁目14番地３（エスポワール101号室）、前住所埼玉県川越市大字山田948番地３
債務者　クリーニングセンターさいとうこと　斉藤　輝雄
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４７２号
埼玉県川越市岸町２丁目14番地３（エスポワール101号室）、前住所埼玉県川越市大字山田948番地３
債務者　斉藤久仁子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２００号
北海道北斗市久根別２丁目７番25号
債務者　新山　正儀
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２１２号
函館市山の手３丁目43―10　レオパレスＫ．ＹⅢ　204、住民票上の住所函館市駒場町４番１―104号
債務者　辻村　　巧
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２１４号
函館市弥生町16番４号
債務者　吉田　穂徳
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２１７号
函館市桔梗２丁目15番２―102号
債務者　寺田　智子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２７３０号
大阪府寝屋川市郡元町８番16―301号
債務者　坂東　美樹
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７５２号
大阪市平野区加美南２丁目３番21号
債務者　松本　広宣
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９３５号
大阪府枚方市村野東町51番14号
債務者　加藤　　愛
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０３６号
大阪市東淀川区小松２丁目13番８―307号
債務者　儘下　笑美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０８２号
大阪市生野区林寺４丁目４番26号
債務者　井上　修司
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１４３号
大阪府門真市岸和田３丁目24番16号
債務者　佐藤　沖泉
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７５３号
大阪市中央区上本町西１丁目５番９―503号
債務者　井手　正子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７８２号
大阪府高槻市南総持寺町６番45―205号
債務者　青山　　泉
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで大阪地方裁判所第６民事部